

## 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールについて

稲城市立病院  
病院長 齋藤 淳一  
(公印省略)

### (処方変更に係る原則)

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- 処方変更された場合は稲城市立病院医事課に FAX するとともに患者へ「お薬手帳」での情報提供をする。
- 在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否はみとめられない。
- 本プロトコールに従い、変更する場合においても責任感をもって行い、万が一変更過誤が生じた場合は責任を負う。
- プロトコールに沿うか否か判断に困った場合は、勝手な解釈をせず疑義照会をする。
- 薬剤供給状況等で当院医師により具体的な変更可能指示があった場合などは下記にかかわらずその都度連絡を行う。

### 【簡素化詳細】

#### 1. 疑義照会不要例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

##### ① 成分名が同一の銘柄変更

例： ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg  
アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」

例： アムロジン錠 5mg → ノルバスク錠 5mg  
シングレア錠 5mg → キプレス錠 5mg

※ 先発品同士でも可能（ただし薬剤料が同額以下の場合のみ）

※ 銘柄により効能効果が異なる製剤の変更は疑義照会が必要。



⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）。

例： ヒルドイド<sup>®</sup>ローション0.3%（25g）2本 → ヒルドイド<sup>®</sup>ローション0.3%（50g）1本  
トマンコーパップ 5枚入り/袋×7袋 → トマンコーパップ 7枚入り/袋×5袋

※ 合計処方量が変わらない場合のみ可。

※ 貼付剤の変更では、サイズが同等の場合のみ可。

※ パップ剤・テープ剤は医師により患者考慮にて選択している場合もあり  
パップ剤⇔テープ剤は疑義照会をすること。

⑦ その他

★経過措置による名称の変更

措置切れでなければ、在庫を考慮して旧名称品使用可。

また逆に新名称品に在庫が既に切り替わった場合、先行して新名称品に変更も可。

2. その他

とり決めにに基づき、疑義照会を行わずに変更した調剤の場合、処方箋には「稲城市立病院との合意による変更」と記載し、合意による変更である旨明記し、変更内容を記入した「院外処方箋 変更 FAX 送信書（別ファイル添付）」を変更処方箋受付窓口に送信する（プロトコールに基づき変更した場合に限らず、通常疑義照会による変更の場合も同様）。なお、処方変更した場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底する。

ただし、後発品の変更 調剤については本プロトコールの合意締結の有無に拘らず全て連絡不要とする。

FAX：042-377-1236 変更処方箋受付窓口

3. 運用開始日

締結次第開始。

合意いただける場合は合意書を作成いたしますので当院薬剤部までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ 042-377-0931 薬剤部長 一柳
-----------------------------------